

(ケース2) <sup>みさき</sup>三崎地域において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

➤ 施設敷地緊急事態で<sup>みさき</sup>三崎地域において必要となる輸送能力は、想定対象人数約480人について、バス11台、福祉車両14台(ストレッチャー仕様4台、車椅子仕様10台)。

	想定対象人数	必要車両台数 <sup>※1,2</sup>			備考
		バス <sup>※3</sup>	福祉車両 <sup>※4,5</sup> (ストレッチャー仕様)	福祉車両 <sup>※4,5</sup> (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難(4箇所)	308人 (児童等245人+職員63人)	8台	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P61】
社会福祉施設の入所者等の避難(1箇所)	57人 (入所者41人+職員16人)	1台 (入所者20人+職員4人)	0台	4台 (入所者21人+職員12人)	【車椅子仕様】 ○四電車両(6名乗り:1台) ○伊方町(いかたちょう)車両(8名乗り:1台、4名乗り:2台)
社会福祉施設の入所者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送 <sup>※6</sup> (1箇所)	10人 (入所者6人+職員4人)	0台	1台 (入所者4人+職員3人)	1台 (入所者2人+職員1人)	近傍の放射線防護施設に、四電配備福祉車両1台でピストン輸送(ストレッチャー兼車椅子仕様で2往復)を想定 <sup>※5</sup> 【資料P64】
在宅の避難行動要支援者等の避難	89人 (要支援61人+支援者28人)	2台 (要支援者46人+支援者15人)	2台 (要支援者4人+支援者4人)	5台 (要支援者11人+支援者9人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】 <sup>※5</sup> ○四電車両(ストレッチャー2名、車椅子1名乗り:2台) 【車椅子仕様】 ○四電車両(6名乗り:1台) ○伊方町(いかたちょう)車両(2名乗り:1台、1名乗り:1台) 【資料P67】
在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送 <sup>※6</sup>	16人 (要支援者8人+支援者8人)	0台	1台 (要支援者8人+支援者8人)	0台	近傍の放射線防護施設に、四電配備福祉車両1台でピストン輸送を想定【資料P67】 三崎 <sup>(みさき)</sup> 地域:4往復(要支援者8人)
合計	480人	11台	4台	10台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値<sup>いかた</sup>  
 ※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は伊方地域・瀬戸地域<sup>せと</sup>で必要となる車両台数を合算  
 ※3 バスは、佐田岬<sup>(さだみさき)</sup>半島の地域特性を踏まえ、2種類の乗車人数(26名乗り及び46名乗り)により想定  
 ※4 ストレッチャー、車椅子<sup>せう</sup>どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由にえられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算  
 ※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算  
 ※6 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

# (ケース2) 三崎<sup>みさき</sup>地域における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態発生時に海路避難を行う場合には、三崎<sup>みさき</sup>地域の各関係機関の保有車両を用いてピストン輸送することにより、一時集結所(三崎<sup>みさき</sup>総合体育館)までの移動に必要な輸送能力を確保。
- 三崎<sup>みさき</sup>港から愛媛県内の港湾に移動後は、愛媛県が手配する車両により必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※1 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※1 (車椅子仕様)	
(A)必要車両台数		11台	4台	10台	
(B)確保車両台数		計25台以上	計4台	計10台	
確保先	伊方町 <sup>いかたちょう</sup>	11台	—	5台	【バス等】バス:8~26名乗り 【車椅子仕様】 ○1台(1台当たり:車椅子8名、その他2名乗り) ○2台(1台当たり:車椅子4名、その他18名乗り) ○1台(1台当たり:車椅子2名、その他22名乗り) ○1台(車椅子1名、その他5名乗り)
	学校、社会福祉施設	14台	—	—	【バス等】バス:5~47名乗り、乗用車:4~10名乗り
	四国電力	—	4台	5台分※2	【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に変えられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①: <ストレッチャー2名、車椅子1名、その他4名乗り> パターン②: <車椅子6名、その他3名乗り> 【配備台数】 4台(三崎 <sup>みさき</sup> 地域)※1

※1 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※2 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」を放射線防護施設にピストン輸送した車両は、その後避難に使用するため必要台数は確保できていることから、5台分と表記

※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請○

# (ケース2) 全面緊急事態における住民の避難先・避難ルート

- 国道197号が瀬戸地域と三崎地域の境界で通行不可となった場合、瀬戸地域の住民については、自家用車で避難できる住民は、自家用車により松前町の避難経路所(松前公園)に移動。自家用車で避難が困難な住民は、町又は県が配車した町内移動用車両で一時集結所(瀬戸総合体育館)に移動。一時集結所からバスにより避難経路所(松前公園)に移動。その後、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 三崎地域の住民については、一時集結所(三崎総合体育館)に集合し、船舶及び大分県の受入の準備が整い次第、海路及び陸路により大分県に避難を実施。
- 海路による大分県への避難が困難な場合には、愛媛県手配の船舶により、愛媛県内等への海路避難を実施。



## (ケース2) 瀬戸地域及び三崎地域の観光客及び民間企業の従業員の数

- 瀬戸地域の観光施設における1日当たりの入場見込み人数は約800人、民間企業(従業員30人以上)は1社(約90人)存在。
- 三崎地域の観光施設における1日当たりの入場見込み人数は約950人、民間企業(従業員30人以上)は2社(約100人)存在。

### 瀬戸地域の観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
瀬戸地域(足成、佐市以外)	12	802人

※入場見込人数については、入場ピーク時(8月)における1日当たりの入場者数を基に算定

観光施設における入場見込人数:平成27年実績

### 瀬戸地域の民間企業(従業員30名以上)の状況(詳細)

地域名	民間企業名	従業員数
瀬戸地域(足成、佐市以外)	朝日共販(株)	94人

※従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

企業名及び従業員数:総務省・経済産業省『平成24年経済センサスー活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したもの

### 三崎地域の観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
三崎地域	6	954人

※入場見込人数については、入場ピーク時(8月)における1日当たりの入場者数を基に算定

観光施設における入場見込人数:平成27年実績

### 三崎地域の民間企業(従業員30名以上)の状況(詳細)

地域名	民間企業名	従業員数
三崎地域	西宇和農業協同組合三崎共選	59人
	西宇和(農協)三崎出張所	37人
合計(2社)		96人

※従業員については、通勤に使用する自家用車等で、一時集結所(三崎総合体育館)に移動

企業名及び従業員数:総務省・経済産業省『平成24年経済センサスー活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したもの



## (ケース2) 瀬戸地域において全面緊急事態で必要となる輸送能力

- 全面緊急事態で瀬戸地域において必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約420人分：バス10台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅）。

### <瀬戸地域内で必要となる輸送能力>

	想定対象人数 ※1	想定必要バス数	備考
自家用車で避難ができない住民	339人	8台	一時集結所にて乗車【資料P51】 1台当り46人程度の乗車を想定
観光施設から避難する一時滞在者	80人	2台	バス1台当り46人程度の乗車を想定 1日あたりの観光施設の入場見込み人数802人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P74】
合計	419人	10台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車等により避難経由所（松前公園）に移動

※3 想定必要バス数は、瀬戸地域で必要となるバス数を合算

- 全面緊急事態発生時には、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者のために、伊方町が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

＜瀬戸地域内の輸送能力＞

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 必要車両台数		10台	
(B) 確保車両台数		計10台以上	
確保先	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	8台以上	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両総数265台
	伊方町	2台程度	伊方町が保有する車両4台(合計69人)の車両を使用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

## (ケース2) 三崎地域において全面緊急事態で必要となる輸送能力

- 全面緊急事態で三崎地域における、一時集結所(三崎総合体育館)までの移動に必要な輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約690人分:バス16台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅又は一時集結所(三崎総合体育館)に移動)。

### <三崎地域内で必要となる輸送能力>

	想定対象人数 ※1	想定必要バス数	備考
自家用車で避難ができない住民	592人	13台	各集会所から一時集結所まで乗車1台当り46人程度の乗車を想定【資料P51】
観光施設から避難する一時滞在者	95人	3台	バス1台当り46人程度の乗車を想定 1日あたりの観光施設の入場見込み人数954人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P74】
合計	687人	16台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車等により一時集結所(三崎総合体育館)に移動

※3 想定必要バス数は、三崎地域で必要となるバス数を合算

## (ケース2) 三崎地域における全面緊急事態での輸送能力の確保

- 全面緊急事態発生時に海路避難を行う場合には、三崎総合支所の保有車両を用いてピストン輸送することにより、一時集結所(三崎総合体育館)までの移動に必要な輸送能力を確保。
- 三崎港から大分県内の港湾に移動後は、大分県が手配する車両により必要車両台数を確保。
- 大分県への避難が困難で、三崎港から愛媛県内の港湾に移動した場合は、愛媛県が手配する車両により必要車両台数を確保。

### <三崎地域内の輸送能力>

		確保車両台数	備考
		バス	
(A)必要車両台数		16台	
(B)確保車両台数		計16台以上	
確保先	伊方町(三崎総合支所等)	2台程度	・伊方町が三崎総合支所等に配備している車両4台(合計52人)の車両を使用 ・ピストン輸送を想定

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請



# (ケース2及び3) 海路避難における大分県の避難先

- 大分県では、施設敷地緊急事態で災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で災害対策本部を設置。
- 愛媛県から受入要請がなされた場合、大分県は各市町村・関係機関とともに受入調整を実施。
- 大分県の受入準備が整った段階で、陸路避難ができなくなった住民は大分県への避難を開始。
- 大分県では、あらかじめ避難受入市町村の災害状況等に応じた避難ケース例を複数設定し、これらの避難ケース例を踏まえて柔軟に対応。
- 海路による大分県への避難が困難な場合には、愛媛県手配の船舶により、愛媛県内等への海路避難を実施。



※放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、陸路避難ができなくなった住民は大分県への避難等を実施。

## 6-3 . ケース3（海路避難、空路避難）における対応

＜ケース3における基本的な考え方＞

**【適用条件】**

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号が使用不可な場合
- ・港湾が使用可能であり、船舶の確保ができる場合

**【避難方法】**

- ・船舶による海上避難を実施。
- ・ヘリコプターによる避難が可能な場合は、空路避難を併用。

# (ケース3) 海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合は、海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 各一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。



## 6-4 . ケース4（屋内退避）における対応

### ＜ケース4における基本的な考え方＞

#### 【適用条件】

以下の①の全ての条件又は②に該当する場合に適用。

- ① {
  - ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
  - ・国道197号が使用不可な場合
  - ・港湾が使用不可もしくは船舶の確保ができない場合
- ② {
  - ・放射性物質放出のリスクが高まった場合

#### 【防護措置の方法】

・屋内退避を実施。